

「少子社会に対する考え」

津谷典子（慶応義塾大学）

(1) 少子化の要因と今後の少子化の見通しについて

少子化の要因について語る前に、少子化とは何かということについてふれておきたい。「少子化」とは、人口置き換え水準以下の超低水準への出生力低下をさす。置き換え水準の出生力とは、ある世代の女性が等しい数の次世代の（つまり娘の世代の）女性を産み残す水準のことであり、女性一人当りの合計特殊出生率（Total Fertility Rate, TFR）が約2.0～2.1人の水準がこれにあたる。わが国のTFRは1975年以来2.0を下回っており、特に1989年のTFRが特別な理由なしに1.57という当時の史上最低を記録した「1.57ショック」以降、出生率の超低水準への低下が社会的にも心配される状況になっている。その後も、わが国の出生力低下傾向は続いており、1990年代半ば以降TFRは約1.3～1.4の水準で推移している。

このような出生率の低下の要因には直接的要因（人口学的要因）と間接的要因（社会・経済的要因）の2つがある。わが国のように出生（生まれてくる子ども）の大部分が結婚している女性に起こっている社会では、出生率は女性の結婚の年齢パターンと結婚している女性（夫婦）の出生率の関数と考えることができる。（厳密には、TFRは女性の年齢別有配偶割合と年齢別有配偶出生率の積の合計である。）そこで、1975年以降の出生率（TFR）低下を①女性の有配偶割合の変化と②有配偶出生率の変化の2つに要因分解（decomposition）すると、1970年代半ば以降の少子化は殆どすべて①の女性の有配偶割合の低下、つまり晩婚化・非婚化によることがわかる。わが国の女性は（少なくともほぼ産み終えたと考えられる現在40歳代かそれ以上の女性についていえば）、いったん結婚すれば1人平均2人強の子どもをもっているが、わが国の女性は結婚しなければ子どもをもたず、結婚する割合が低下し続けているため、わが国の出生率水準は落ち込んでいるといえる。したがって、わが国の少子化の要因を探るためには、女性の晩婚化・非婚化の要因を探ることが必要となる。

付け加えると、晩婚化・非婚化は女性のみならず、男性にも起こっており、その進行の度合いは男性の方がより急速である。結婚は両性の合意によって成立する以上、男性の晩婚化・非婚化はある程度当然といえるが、これが男性に

より急速に起こっているについては、男性が結婚しないことを選択しているというよりも、人口の性・年齢構造とその変化によるところが大きい。極言すれば、男性の晩婚化・非婚化は女性に起こらなくとも起こりえる。出生時の性比は通常女兒 100 に対し男児 104~107（つまりおよそ 5%の男性超過）であり、たとえ同年齢の女性と結婚したとしても（そして同年齢の女性が全員結婚したとしても）男性は不利であるといえる。さらに、少子化が過去 25 年間続いているにもかかわらず、平均初婚年齢の男女差は約 3 歳（男性が女性より 3 歳年上）で変化していないため、男性からみて状況はより厳しい。つまり、男性からみて結婚相手として対象となる女性人口は自分より 2~4 歳くらい年下の女性であるため、同年齢の女性を対象となる場合よりも、その男性の結婚市場はより狭くなる。人口学ではこの現象を「マリッジ・スクイーズ（marriage squeeze）」と呼んでいるが、近年のわが国における男性のマリッジ・スクイーズはその度合いを増しており、この傾向は今後しばらくは続くと思われる。

一方、これを女性の側からみると、このような適齢期男性人口の超過の下、女性が（その気になれさえすれば）結婚することはより容易になっている。これにもかかわらず女性の晩婚化・非婚化が急速に進行しているということは、女性の結婚に対するためらいの強さを示していると考えることができる。言い換えると、結婚をめぐるコストとベネフィットを秤にかけた場合、前者が後者を上回っていると女性が考える傾向が強くなっているのではないか。

では、何故女性は結婚をためらい、結婚しなくなっているのであろうか。その答えとして、①結婚をめぐる社会通念や価値観の変化という文化的要因、②女性の高学歴化と雇用労働力化という経済的要因、③わが国の夫婦および親子関係が伝統的傾向を強く残しているという家族・社会システム要因、の 3 つをあげることができる。戦後の（そして現在も続いている）わが国の大きな社会変動の結果、女性の結婚の社会文化的必然性が低下し、女性の結婚適齢期や「女性の幸せは結婚にあるのだから、結婚するべきだ」といった女性の結婚をめぐる社会通念や意識が急速に弱まった。その結果、結婚は「必然」から「選択」の対象となった。

この状況の下、特に 1970 年代以降女性の高学歴化と雇用労働力化が急速に進行した。その結果、結婚と出産をめぐる女性の機会コスト（opportunity cost）は急激に上昇した。一方、わが国の家族・家庭関係は伝統的男尊女卑（と言って悪ければ「仕事優先による夫不在」）傾向が強いまま変化しておらず、夫であり父親である男性の家庭参加は非常に低い水準に止まっている。また、近年の政府のさまざまな家族政策的努力にもかかわらず、わが国の労働市場および企業文化は男性優位のままである（不況が続くことでこの傾向はむしろ強くなっ

ているのではないか)。このような状況の下で、上昇する一方の結婚・出産をめぐる女性の機会コストは、そのまま結婚（そしてその結果として出産）への低下圧力となって出生率を押し下げている。

事実、1994年の全国調査データを用いた筆者の分析によると、20～59歳の有配偶女性の「総労働時間（通常の就業時間と家事時間の合計）」は女性自身の就業時間が増加するに伴って急激に増加し、就業時間が週49時間以上である妻の総労働時間は、専業主婦（つまり就業時間がゼロである）妻に比べて2倍以上になっている。つまり、妻が外で働く時間が増えても、その分夫（やその他の家族）は家事や育児などを助けるわけではなく、妻が仕事と家庭の両方をこなすことにより妻の負担は倍増している。結婚をめぐる女性の負担増加を知るには、なにも自分が結婚する必要はない。結婚している女性（とくに仕事と家庭を両立しようとしてがんばる女性）のこのような苦勞と負担をみて、多くの未婚女性が結婚をためらうのはむしろ当然といえよう。

最後に、今後の少子化の見通しについていうと、この少子化傾向は今後しばらくは続くのではないかと思う。その理由は2つあり、1つはその速度はいくぶん減速気味であるとはいえ、産み盛りの年齢である20～30歳代の女性の未婚化が続いていること、そして2つ目は有配偶出生力に低下の兆しがみえることである。前者についていうと、経済不況が続いているにもかかわらず、女性の大学進学率からみてもその高学歴化は続いており、最も出生率の高い25～34歳の女性の労働力率も1990年以降増加を続けている。したがって、結婚や出産のピーク年齢にある女性の結婚・出産をめぐる機会コストは増加を続けていると考えられる。

一方、後者の有配偶出生率の低下であるが、現在30歳代後半でほぼ子どもを生み終えた有配偶女性の完結出生児数（つまり1960年代前半生まれの有配偶女性のコウホート完結出生率）は、それ以前に生まれた女性たちに比べて目立って落ち込んでいる。前述したように、わが国の女性は一旦結婚すれば1人平均2人強の子どもをもつというパターンで1950年代かそれ以前に生まれた女性については推移していたが、過去5年間で明らかになってきたのは、この有配偶出生率の安定傾向も揺らぎ始め、未婚化に加えて有配偶出生率低下の可能性が高くなってきたということである。ただ、1960年代前半生まれの女性はちょうどバブル経済期に20歳代前半であり、バブルの物質的豊かさを謳歌した世代である。もしアメリカの経済学者のGary Beckerがいうように子どもは一種の耐久財であり、親が自分の娯楽や物質的豊かさを楽しむためのコストと子どもを産み育てるコストとの間に代替作用が存在するとすると、この年代の女性の有配偶出生率が顕著に落ち込んでいることは当然とも言える。ここで問題にな

るのは、この有配偶出生率の落ち込みは一時的なもの（つまりこの「バブル世代」の女性に特有のもの）であり、それより若いウホートの女性たちの有配偶出生力は回復するのか、それともこれは今後も続く有配偶出生率低下の先駆けなのかということである。これについては、まだ今後相当に子どもを産むであろう現在30歳代前半かそれ以下の女性たちの有配偶出生率動向にかかっており、現在これについて予想するのは時期尚早であると言わざるをえない。

(2) 子どもは親の所有物であるという意識の強さについて

子どもは親の所有物であるという意識の強さの背景には、わが国の「家族主義 (familism)」によって特徴づけられる伝統的家族文化がある。特にわが国は戦前「家制度」に基づく直系家族制度をとっており、家制度の下では親子関係（特に父と息子の男系親子関係）が中心的位置をしめており、夫婦関係は二次的役割しか担っていなかった。現在もわが国で子どもは親の所有物であるという意識の強さを考える時、このような家族文化的背景を抜きにすることはできない。したがって、この意識を変える事は、近年弱まっているとはいえ長年続いてきたわが国の歴史文化的伝統を打ち破ることを意味しており、それは個人主義 (individualism) の伝統をもつ西欧の国々にくらべてはるかに難しいことを覚悟する必要がある。

しかしこれは文化決定論 (cultural determinism、つまり「これは文化なのであるからどうしようもない」とあきらめること) を意味しない。むしろ、そであるがゆえに、われわれは意識的にこのような考え方を弱めることに真剣に取り組む必要がある。その理由は2つあり、その第1は、「子どもは親の所有物である」という意識は「子育ては親（とくに母親の）責任である」という意識と結びついており、それが出産意欲を押し下げる要因になっているということである。例えば、「出生動向基本調査」によると、40歳未満の有配偶女性で子ども数2人の女性のおよそ半数が「自分たち夫婦にとっての理想子ども数」は3人であるとしており、予定子ども数が理想子ども数より少ない女性にその理由は何かとたずねた結果、最も多かった意見は子育てをめぐる気苦労と子どもを育てること（とくに子どもの教育）にかかるお金がかかるということであった。言い換えれば、子どもは親の所有物であるという意識が弱くなることで、子どもを産み育てることにまつわる精神的負担感そして金銭的コストが軽減されれば、夫婦が自分たちの理想とするだけの数の子どもをもつことができる可能性が増すことになる。この結果、わが国の有配偶出生率増加の可能性を押し上げることにつながるのではないか。

第2の理由は、進行する都市化と多世代同居の減少により、小さな子をかかえて子育てする若い母親（そしてそのような母親の多くは都市部に住んでいる）の孤独感・疎外感は、長時間労働による夫の家庭不在も手伝って、近年強くなっているのではないか。さらに、相談相手が身近にいないことが多いため、子育ての苦勞や悩みを打ち明けることができず、それが育児ノイローゼや子どもの虐待などの社会問題の一因になっていることも否定できない。この意味でも、たとえ少子化の打開に直接役立たなくとも、子どもは親の所有物であるという意識を弱め、公共財としての子どもという意識を社会に啓蒙するよう努めることは児童家庭福祉の一環として重要であり、その責任が政府にはあるのではないか。

(3) どうすれば子どもを産み育てようとする気持ちになるか

個々の女性や夫婦が置かれている状況は様々で、この問いに対する答えを一般化することは難しい。しかし、社会および政府がとりうる方策として、(1)上記の子育ては親（とくに母親の）責任であるという意識を軽減する手助けを社会として行うこと、(2)働く有配偶女性が出産した後のスムーズな職場復帰を政策的努力によってできるかぎり可能にすること、(3)職場復帰後小さな子どもをかかえて働く母親が家庭と仕事の両立ができるよう、保育サービスを柔軟かつ多様にすることで母親の保育ニーズに応えること、の3つがあげられる。これらについては次の(4)と(5)で詳しく説明したい。

(4) 少子化傾向是正のための政府の取り組みの問題点とその理由

さまざまな子育て支援を通じて近年政府の取り組みが活発に行われていることは指摘されている通りである。しかしそれらは他の社会政策（とくに労働政策や税制など）と連動して行われていないため、その効果は限られたものになっているのではないか。特に労働政策をもっと「ファミリー・フレンドリー」にすることなくしては、様々な家族政策（そしてそのなかには大変コストのかかっているものもあると思うが）の効果は半減する。

このような異なった政策間のスムーズな連携を阻んでいる要因には、戦後わが国に根強い官僚主義（bureaucracy）を背景とする中央政府の省庁間の強い縄張り意識と「縦割り行政」があるのではないか。言い換えれば、少子化傾向是正のための政策的支援は多様かつ多面的でなくてはならず、そのためには省庁間の連絡を密にし政策間の重複をなくすことで、様々な子育て支援政策間の連

携をとり政策の効率の最大化を図る必要がある。そして省庁間連携のシステムがある程度出来上がったら、そのシステム・メンテナンスに腐心することなく、国民のニーズに敏感に反応して、無駄を抑えながらも本当に必要とされる政策を実行できるよう注意深くシステムを運営していかねばならない。

(5) 国や地域および民間が行う少子化対策について

少子化対策を効果的に行うには、中央の省庁間の連絡と連携のみならず、①国と地方政府の連携の強化、②地域の子育て支援への参加、そして③民間からの子育て支援も必要かつ重要である。具体的に言うと、①については、保育サービスは実施主体が市町村であり、必要とされる保育サービスへのニーズの度合いおよび種類は市町村によって大きく異なり、また財源についても相当に大きな差がある。したがって一概には言えないが、自治体の財源と需要をきちんと分析・評価した上で、自主財源の不足する地方自治体におけるコストのかかる乳児保育および（週末や早朝・夜間を含む）時間外保育などへの国からの支援・援助を思い切って実施することが必要ではないか。

次に、②の地域の子育て支援参加について述べると、子育て支援は政府の専売特許ではなく、コミュニティーの参加によってより効果的に行うことができるのではないか。わが国では、「ゴールドプラン」や「新ゴールドプラン」そして介護保険制度と多くの包括的な高齢化・高齢者政策を行ってきている。これら的高齢化政策で行われたように、子育てについても、認可保育所を中心とした施設保育だけでなく、地域住民、とくに子育てを終えた女性たちによる「保育のホームヘルパー」制度を行ってはどうか。これらの女性たちはちょうど子育てをする若い母親の母親くらいの年齢であり、高齢者の世話のみならず、子育てを助け、育児の相談にのることに適した年齢であり、長期間の訓練や難しい資格を必要としない。

また、長時間就業する親や就業時間が不規則な親たちのための、地域が運営する（無認可の）チャイルド・ケアセンターや学童保育センターも一案である。これらのセンターのために大規模な施設を提供する必要は必ずしもなく、家庭保育所（保育ママ）という形をとって、自分自身が子育てをしている女性が地方自治体の準スタッフとして保育ママになり、自分の子どもの面倒をみながら、他の子どもも預かるという形をとることも可能である。さらに、母親が就業していなくても日中の数時間子どもを預かるスウェーデンの「開放型就学前学校」のような保育サービスを地域が行うことはできないだろうか。スウェーデンの開放型就学前学校は週に数日地域の施設を使って開かれ、子育てをする専業主

婦の母親や保育ママを対象に、保母さん（その多くは退職した元保育士や幼稚園の先生で、若い母親くらいの年齢の女性が多い）が育児や子育ての相談にのり、また母親や保育ママ同士が子どもを遊ばせながら互いの日常や悩みを分かち合うためのものである。そして政府はこれらのための支援や監督を行えばよいのではないか。

③の民間からの子育て支援について、まず思い浮かぶのは職場（や通勤に便利な駅の近く）に保育所を作ることである。しかし、これは大都市に住み、住居が職場から離れている場合には、あまり効果がないことが多い。というのは、小さな子どもをつれて満員電車にゆられて毎日長時間通勤することはほぼ不可能だからである。それよりもむしろ、子育て期の女性の就業を可能かつより楽にするよう、フレックス・タイムやワーク・シェアリングおよび在宅就業など「働き方」の多様化を雇用主（民間）に奨励するよう働きかける方がより効果的ではないか。続く経済不況で状況は厳しいことは承知しているが、長期的視点に立てば、わが国の労働市場をよりファミリー・フレンドリーにすることが重要であり、そのためのリーダーシップを政府がとることが必要である。企業（民間）は営利を追求するものであり、政府からの働きかけ（例えば法人税の軽減などのインセンティブ）なしには民間からの子育て支援を期待することは難しいと思う。

第2回少子化社会を考える懇談会への提出文書

社団法人日本青年会議所

会頭 松本 秀作

(1) 少子化の要因と今後の少子化の見通しについて

我が国は、今、出生率の低下と医療水準の急速な進歩等の要因による平均寿命の伸長が相俟って、少子化が、急速に進んでいる。

少子化と高齢化は表裏一体の関係である。ただ、高齢化は、喜ばしい事であり、高齢化というより、長寿化というべきである。我が国は、世界でも有数の長寿国家である。

長寿化に伴い、相対的に、少子化になっていると考えられないわけではないが、年間出生数が、大幅に減少傾向にあるのは、厳然たる事実である。年間出生数が、第2次ベビーブーム時の約200万人から、約120万人に減少し、合計特殊出生率（1人の女性が、一生の間に産む子どもの数）も低下を続け、人口を維持できる水準（2.08）を大きく下回る1.34（平成11年時）となるなど、少子化が急速に進行している。

少子化の主な要因としては、未婚化、晩婚化の進行であると考えられるが、その背景には、男女の固定的な役割分担や職場優先の企業風土のために、家事・出産・育児の負担や仕事と育児等の両立の負担が大きいこと、また、結婚に対する個人の意識が変化してきていることなど、女性のライフスタイルの変化・価値観の多様化があると考えられる。

今後、現在の推計では、現役世代（20歳以上65歳未満）と高齢者（65歳以上）の比率が、現在およそ4：1であるが、2025年には、2：1になると見込まれ、合計特殊出生率も右肩下がりに、低下していき、国際的にみても、稀な人口ピラミッドの国家になると見込まれる。

(2) 子どもは親の所有物であるという意識（子どもは親のものという権利意識と子育ては親がしなければいけないという義務意識）が我が国では強いといわれているが、それについてどう考えるか。

我が国において、子どもが親の所有物であるという意識が強いのは、歴史的に見て社会自体がたえず一律主義、平等主義、また画一主義に押し込める管理主義的体質があるがためと思われる。これは、子どもたちに自分自身で考え創造する力、また自分から率先する自発性を失っている。現代におけるその意識は、急速な少子化進行の中、それぞれの家

庭において子ども自体が希少な存在となっているがため、さらに子どもは親のものという権利意識が強くなっている。親やまわりの人間が行き過ぎた愛情とともに子どもを甘やかしすぎ、親が過剰に子どもの要求に反応しすぎるがゆえ、子どもから尊敬されるべき親が、子どもにとって都合のいい存在となり、親への馴れ合い意識が強くなって、家庭における教育低下の一因にもなっている。この背景は、豊かな社会で育てられた現代の多くの親が、自分以上に我が子をもっと豊かに生活させてあげたいという思いがあると考えられる。しかし、このような状況とは裏腹に、子育ては親がしなければいけないという義務意識が本当に存在しているかどうかについては少し疑問を感じる。親自体の教育が問題という場合も少なくない中で、豊かな社会で育った現代の多くの親は、利己的な価値観や単純な正義感に偏り、学校への過度な依存体質の増長とともに主体性をもたぬまま十分な子育てができなくなっている。これには、少子化や核家族化、そして都市化などの影響もあって子育てする親が孤立してしまい、子育てに対する戸惑いや不安を感じる背景もあると考えられる。このような状況を鑑み、文部科学省を始め各地の行政も様々な子育ての支援策を講じているところであるが、JCにおいてもPTCA運動など地域を巻き込んだ社会全体での子育ての支援策を推進しているところである。

(3) どうすれば、子どもを産み育てようとする気持ちになるのでしょうか。またその理由について

子どもを生み育てるということは、個人の自由な選択に委ねられるべきものであり、社会が個人に対して強要するものではない。が、男女の固定的な役割分担や職場優先の企業風土のため、家事・出産・育児の負担や仕事と育児等の両立の負担などによって妨げられている面があるならば、社会全体として、出産・子育て・教育などの負担を軽減させるとともに、家庭生活と職業生活などの両立を図るための環境整備を行っていくことが必要であると考ええる。

今以上に、出産や子育てを社会全体で支援していくことを明確に指し示すべきである。具体的に、ニーズに合った多様な保育サービスの提供や育児不安の解消などの子育て支援策の推進が、不可欠であると考ええる。

なぜなら、国民の生活様式も労働形態もこの50年で、大きく変化した。多様化した保育ニーズに現行の保育サービスは対応しきれないからである。

子育てが、ストレスとを感じる時代に突入している現在、一般の保育所を利用しにくい専業主婦が、息抜きできるサービスさえも必要である。

また、財源が豊かな地域とそうでない地域との地域間のサービス格差をなくすことが、いつでも、どこでも、だれでも子どもを生み育てられる社会環境づくり実現の第1歩であると考ええる。

子育てに対する経済的負担についても理由の一つであると考えられる。

現在、経済的支援については、児童手当・企業福祉としての扶養手当等がある。税制における扶養控除もあるが、近年の少子化は、未婚率の上昇によるところが大きいことから、少子化対策としての効果があるとは、考えにくい。施策全体の中での優先順位やその財源も含めて、より実効性のある施策を検討することが、必要であると考えられる。

- (4) 政府は少子化の流れを変えるため、男女共同参画社会の実現や少子化対策を講じ、また、各界の方々からなる国民会議を開き、子育てにやさしい環境整備を求めています。これまでの取組みに対する問題点やその理由について

超少子高齢化社会の到来が、迫っている今、少子化は社会の活力を失われるとうけとられがちであるが、決して、未来は 暗いとはいえないと考える。労働人口の減少が、問題であり、健康で元気な高齢世代の活躍や女性の社会参加の機会の増大につながると考えられる。働き、学び、社会参加できる期間が伸び、一人一人の生きがいが拡大することでもある。

課題は、国民が、高齢者の年齢を固定的に認識することなく、生涯現役でいられる社会の仕組みをつくることである。長寿化の進展により、年齢を基準とした雇用システムは、合理性を欠如してきている。

また、性別に係らず、個性と能力を十分に発揮し、社会参加できる男女共同参画社会の実現に努力することも重要課題である。このため、仕事と育児の両立のための社会環境整備を進めるとともに、女性の就業をはじめとする多様化したライフスタイルの選択に中立的な制度が必要であると考えられる。

育児（子育て）については、女性の社会参画（就業など）の大きな障害のひとつである。政府は、現在まで、多くの施策を実施してきた。また、その多くは、「保育所」に関する施策であろうと考える。

1947年に成立した児童福祉法において、親が、仕事や病気などで、保育できない「保育に欠ける」児童を市町村は、保育所で保育しなければならないと定め、行政の責任を明確にした。

その後、1994年エンゼルプラン策定、1995年緊急保育対策5ヵ年事業始まる、1997年児童福祉法大幅改定（保育所入所は、措置から利用者の選択に）1999年新エンゼルプラン策定・少子化対策特例交付金・・・など、国の重要政策として施行してきた。

その時々々の社会のニーズに合った施策であろうと考えるが、女性の労働形態もライフスタイルも大きく変化し、少子化が、顕著になってきた今、多様化した保育ニーズに現在の保育サービスは、追いつかなくなっている。